

令和7年8月21日

お客様各位

「貸金庫規定」「自動貸金庫規定」の改定について

平素より当組合をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先ごろ発生しました金融機関・貸金庫の不祥事件を受けまして、今般「貸金庫規定」「自動貸金庫規定」の一部を改定させていただくことと致しました。

併せて、今後「貸金庫規定」「自動貸金庫規定」の各条項その他の条件に変更がある場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、その他の相当の方法で周知することにより、改定させていただきます。

貸金庫・自動貸金庫のお取扱いは「貸金庫規定」「自動貸金庫規定」によりお取扱い致しますので、各規定を必ずご覧ください。

お客様に安心して貸金庫をご利用頂けるよう、サービスの向上に努めてまいります。

改定日 令和7年8月6日（水）

あなたの街のパートナー

 共立信用組合

貸金庫規定

第 1 条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの、爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの、破損しやすいもの、は格納することはできません。

第 2 条（利用目的の確認）

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他、当組合が定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当組合は貸金庫利用時の職員立ち合い等の適切な方法で利用状況を確認させていただくことがあります。

第 3 条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 1 2 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 4 条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、当組合所定の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 1 月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 カ月としてその月から月割計算により支払ってください。また、当組合は振替日以外であっても、この口座振替の方法で自動引き落としすることができるものとします。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第 5 条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合（本部）が保管します。借主による正鍵の複製はできません。

第 6 条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、当組合職員による組合錠の解錠後、借主が正鍵を使用して行ってください。なお、利用終了後は必ず施錠を確認してください。
- (2) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、本人から代理人の氏名を届け出てください。なお、代理人による貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。
- (3) 格納品の出し入れは当組合所定の場所で行ってください。

第 7 条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。正鍵を喪失した場合も同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。

第 8 条（成年後見等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第 1 項および第 2 項と同様に届出てください。
- (4) 第 1 項から第 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 第 1 項から第 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 9 条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 10 条（印鑑照合等）

- (1) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて解庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前条において使用される正鍵については、当組合は、確認する義務を負いません。

第 11 条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。

- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第 12 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第 13 条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡ししてください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡ししてください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、又はその恐れがあると認められるとき
 - ⑦ マネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はその恐れがあると当組合が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき
- (3) 前項の他、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡ししてください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第 4 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第 1 項から第 3 項の明渡しが 3 カ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。

第 14 条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 15 条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の災害、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。

第 16 条（譲渡、転貸の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第 17 条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第 18 条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 第 1 項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附則 この規定の改廃は、常勤理事会の決議による

令和 7 年 8 月 6 日改定

自動貸金庫規定

第 1 条（格納品の範囲）

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの、爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの、破損しやすいもの、は格納することはできません。

第 2 条（利用目的の確認）

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他、当組合が定める方法で、申し出なければならないものとします。

(2) 貸金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当組合は貸金庫利用時の職員立ち合い等の適切な方法で利用状況を確認させていただくことがあります。

第 3 条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 1 2 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 4 条（使用料）

(1) 貸金庫の使用料は、当組合所定の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 1 月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 カ月としてその月から月割計算により支払ってください。また、当組合は振替日以外であっても、この口座振替の方法で自動引き落としをすることができるものとします。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第 5 条（鍵・カードの保管）

(1) 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合（本部）が保管します。借主による正鍵の複製はできません。

(2) 当組合は借主および借主があらかじめ届出た代理人に、貸金庫専用カード（以下「カード」といいます）を発行いたしますので、借主および代理人が保管して下さい。

第 6 条（暗証の登録）

借主および代理人が貸金庫の開閉にあたって使用する暗証を登録しますので、借主および代理人は当組合所定の暗証届を当組合に提出して下さい。

第 7 条（開閉者の確認）

カード、暗証、正鍵により当組合所定の手続きをして貸金庫を開閉した者を借主または代理人（正当な契約者）とみなします。なお、この場合、当組合は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。

第 8 条（貸金庫の開閉等）

(1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行ってください。

(2) 開庫にあたっては、カードをカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。

(3) 格納品の出し入れは当組合所定の場所で行ってください。

(4) 閉庫時には必ず内函を元の位置に戻し、閉庫し正鍵により施錠して貸金庫を格納してください。なお、施錠、格納を行わなかったために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(5) 停電、故障時により暗証照合機が取扱いできないときは当組合所定の、貸金庫開閉函票に署名・暗証を記入しカードとともに提出、または届出印章により記名押印して提出して下さい。

第 9 条（届出事項の変更等）

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。カードまたは正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。

第 10 条（成年後見等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第 1 項および第 2 項と同様に届出てください。

(4) 第 1 項から第 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 第 1 項から第 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 11 条（印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い）

(1) 印章、カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵もしくはカードを失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替え、カードの再発行等に要する費用を支払ってください。なお、当

組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第12条（暗証番号、印鑑照合等）

- (1) 貸金庫の開庫にあたって、カード読取機操作の際、使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫、その他の取扱いをしましたうえは、カード、正鍵または暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、第7条の場合に当組合の窓口においてカードおよび暗証一致を確認のうえ取扱いした場合も同様とします。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて解庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 前条において使用されるカードならびに正鍵について、当組合は確認する義務を負いません。

第13条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第14条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第15条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第15条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第15条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えたおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不当と認めたとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、又はその恐れがあると認められるとき
 - ⑧ マネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はその恐れがあると当組合が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき
- (3) 前項の他、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3カ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。

第16条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第17条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の災害、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第18条（譲渡、転貸の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第19条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第20条（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2）第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

附 則 この規定の改廃は、常勤理事会の決議による

平成27年8月3日 制定

令和7年8月6日 改定